

平成23年 第1回定例会 意見書一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度				
			自	民	公	フ	共
1	北海道内すべての裁判所に裁判官の常駐を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	全国建設工事業国民健康保険の資格喪失者に対する救済措置に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○
4	精神科医療の充実を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
5	国民皆保険制度の堅持を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
6	離島振興法の抜本改正及び総合的な離島振興策の推進を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
7	石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
8	「賃貸住宅における賃借人の居住の安定確保を図るための家賃債務保証行の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律(案)」に関する意見書	自・民・公・フ	○	○	○	○	×
9	ウィルス性肝炎対策の拡充を求める意見書	保健福祉委員会	○	○	○	○	○
10	北海道農業の発展に必要な生産基盤整備に関する意見書	農政委員会	○	○	○	○	○
11	北方領土問題の早期解決を求める意見書	北方領土対策特別委員会	○	○	○	○	○
12	養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書	少子・高齢社会対策特別委員会	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、公(公明党)、フ(フロンティア)、共(日本共産党)

意見案第 号

北海道内すべての裁判所に裁判官の常駐を求める意見書

北海道には、旭川、釧路、札幌及び函館に地方裁判所及び家庭裁判所が設置されている。各裁判所には、合計16の支部が設けられており、このうち10支部には裁判官が常駐していない。

非常駐支部では、他の裁判所から定期的に派遣される裁判官によって裁判が行われており、裁判官が派遣されない期間は、当該支部においては裁判実務が行われていない。

この結果、例えばドメスティックバイオレンス事件などの保護命令申し立て事件や被告人の保釈申請事件など、緊急性を要する事件であっても、裁判官が派遣される日を待つか、あるいは、遠方にある本庁裁判所に申し立てたり、当該非常駐支部の書記官が、近隣の裁判官が常駐する支部か本庁まで出向き、裁判官の判断を求めることになる。このため、非常駐支部管内の住民は、保護命令の申し立てをあきらめざるを得ない場合や釈放されるまでに長時間を要する事態も生じている。

加えて、通常の事件でも、非常駐支部における裁判官の派遣日数は月二、三日程度であることから、速やかに裁判を受けることができないことや裁判の間隔に2カ月以上の期間を要する場合も発生している。

非常駐支部の問題は、日本国憲法が定める裁判を受ける権利にかかわるものであり、非常駐支部管内にある住民は、他の地域の住民に比べ、裁判を受ける権利を制約され、あるいは保障の程度が低くなっていると言わざるを得ない。

よって、国においては、地域によって裁判を受ける権利の内容や程度が異なることがないよう、すべての支部に裁判官を常駐させるための必要な措置を講じ、非常駐支部を解消するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
法務大臣 }

北海道議会議長 石 井 孝 一

意見案第 号

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書

昭和26年の行政書士法施行以来、行政書士は、複雑多様化する行政事務に対応し、適正かつ迅速な行政手続に寄与するなど、国民と行政との橋渡し役として、広く国民に浸透しているところである。

平成20年7月1日施行の改正行政書士法によって、行政書士には、行政手続法に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続やその他の意見陳述のための手続を代理することが可能となったところである。

しかしながら、行政不服審査法に関しては、行政書士の資格試験科目とされていることに加え、有資格者に対しては、行政不服審査法の研修や司法研修が行われ一定の専門性を有しているにもかかわらず、行政書士に対し、いまだ不服審査手続の代理権が付与されていない状況にある。

このことは、行政への不服審査手続が、国民にとって必ずしも利用しやすい環境となっているとは言いがたいものとする。

よって、国においては、国民の利便性向上のため、実体法に精通し専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権を付与されるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
総務大臣 }

北海道議会議長 石井孝一

全国建設工事業国民健康保険の資格喪失者に対する救済措置に関する意見書

全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保」という。）にあっては、多数の無資格加入の事例が確認されたため、昨年9月に国から出された是正改善命令を受けて、同年10月末に該当者に対して、事前説明等を行わないまま、資格喪失通知を送付した。

これに伴い、資格喪失者は本来加入すべき医療保険（全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）、市町村国民健康保険）等に移行することになったが、加入手続や保険料の遡及負担などについて十分な説明と理解を求める手だてが講じられなかったことに加え、本道においては全国の半数近くを占める多数の資格喪失者がいたこともあって、医療保険の窓口などに問い合わせが殺到するなど、大きな混乱が生じた。

このため、北海道では、協会けんぽ等への加入が円滑に進むよう資格喪失者からの相談に応じる特別相談窓口の設置や加入手続を勧奨するチラシを作成・配布するなどの対策を講じてきたところである。

また、国においては、昨年12月の北海道の要請を受けて、指導監督機関である東京都を通じて工事業国保に対し、現地説明会の開催や相談窓口の設置、資格喪失後において医療機関を受診した場合の保険給付の取り扱いなどの指導を行ったところであるが、必ずしも十分に趣旨が浸透しておらず、本年1月末までに手続を終了した資格喪失者は約4割にすぎず、いまだに多くの事業主や従業員、さらにはその家族の方々が不安を抱えたままの状態となっており、今年度末までの完全移行は困難なものとして推測される。

よって、国においては、工事業国保の資格を喪失した事業主、従業員及びその家族が、一刻も早く本来加入すべき医療保険等に移行するとともに、安心して医療サービスを受けられるよう、次の事項について措置することを要望する。

記

- 1 工事業国保本部及び支部において、資格喪失者からの問い合わせや相談に十分対応できていない状況がうかがわれるため、相談体制の充実強化を図るとともに、速やかに関係者に周知するように工事業国保に対して指導すること。
- 2 協会けんぽ等に係る2年間遡及した保険料の納付が加入手続の停滞要因となっていることから、事業主の経済的負担を考慮した長期分割による支払い方法に加え、延滞金利率の軽減などの負担軽減措置を講ずること。
- 3 工事業国保の被保険者証の有効期限が3月末で失効することから、早急に従業員及びその家族の方々の無保険状態を解消するための緊急避難的特例措置を検討すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 } 各通

北海道議会議長 石井孝一

精神科医療の充実を求める意見書

精神の障がいのために他害行為を行うという、不幸な事態が繰り返されることなく社会復帰を促進するため、国は平成17年に医療観察制度を創設し、責務として原則すべての都道府県に指定入院医療機関を確保、整備することとしたが、北海道にはいまだ整備されていない。この結果、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者は、東北、東京、はるか遠方の沖縄等の病院に入院せざるを得なく、家族との面会や外泊等が十分に行えないなどの支障が生じているため、本道における指定入院医療機関の実現が緊急の課題となっている。

また、道外の指定入院医療機関を退院した後は、地元の民間病院等に通院処遇となる者が多く、その対応には重い責任と多額の経費負担が求められるところである。

一方、緊急時における精神障がい者の適切な医療及び保護の機会を確保するため、休日・夜間の病院群輪番制による精神科救急医療体制が整備されているが、国の事業仕分け等の影響により、国の当番病院等に対する財政措置の削減は、本道における精神科救急医療を守るために各地域で真摯に対応している医療機関に一層の負担を強いることとなり、今後の精神科救急医療体制の維持・運営にも深刻な影響を与えかねない状況にある。

よって、国においては、精神科医療の充実に向けて、次のとおり特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 本道に指定入院医療機関を整備すること。整備に当たっては、国立病院機構の施設において整備すること。
- 2 民間病院等が指定通院医療機関等に参画する場合、運営費等について十分な措置を講ずること。
- 3 精神科救急医療事業に参画する医療機関に対する国庫補助基準額の充実を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
総務大臣 }
財務大臣 }
厚生労働大臣 }

北海道議会議長 石井 孝 一

国民皆保険制度の堅持を求める意見書

我が国は、昭和36年に国民皆保険制度を達成し、いつでも、どこでも、だれでも質の高い医療を安心して受けることができるようになった。その結果、国民の健康寿命は飛躍的に伸び、世界に誇る制度として、高い評価を得ている。

しかしながら、医療技術が進歩し、高齢化が急速に進展する中で、政府において、国が責任を負うべき社会保障である医療やその関連産業を、低迷する経済活性化のための成長牽引産業と位置づけ、営利企業の医療への参入や、保険診療と保険外診療の併用、いわゆる「混合診療」の導入などが進められると、所得によって受けられる医療に格差が生じるほか、医療の地域間格差や医療機関格差をさらに助長することになる。その上、我が国ではTPPへの参加が検討されているところであるが、仮に無条件参加が決まれば、医療に市場原理主義が持ち込まれ、世界に誇る国民皆保険制度が加速度的に崩壊していく事態にもなりかねない。

よって、国においては、すべての国民が安心して平等に医療サービスを受けられる国民皆保険制度を堅持するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 世界に誇る国民皆保険制度を堅持すること。
- 2 不平等医療をもたらす混合診療の全面的な解禁をしないこと。
- 3 医療の営利産業化に向けた市場開放をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
総務大臣 }
財務大臣 }
厚生労働大臣 }

北海道議会議長 石井孝一

離島振興法の抜本改正及び総合的な離島振興策の推進を求める意見書

全国の離島は、排他的経済水域等我が国の領域確保、海洋資源・自然環境の保全・利用など、我が国にとって大変重要な役割を担っていることは論をまたず、昨今それに対する離島の位置づけがますます重要になってきている。

そうした中、離島生活者にとっては、交通や医療などさらなる生活の向上が極めて重要である。

そこで、2013年3月末で期限切れを迎える離島振興法を抜本的に改正し、総合的な離島振興策を強力に推進するとともに、医療、教育、交通、介護、通信など離島が抱える諸課題の改善やハード・ソフト両面にわたる生活インフラの整備に全力を挙げる必要がある。

よって、国においては、総合的な離島振興策を推進するよう、次の事項の実施を強く要望する。

記

- 1 離島振興法を抜本改正し、ハード・ソフト両面にわたる離島振興策を強力に推進すること。
 - 2 予算における地方交付税の総額確保と離島自治体への十分な財政措置を行うこと。
 - 3 離島航路の航空機や船舶に係る航空機燃料税や固定資産税の税率の軽減措置など離島交通の改善に向けた支援の充実を図ること。
 - 4 高校未設置離島からの進学者支援、介護サービス事業者・利用者への支援、離島の地デジ難視聴地区への財政支援など離島生活の向上のための諸施策を実施すること。
 - 5 産婦人科医のいない離島における交通滞在費の支給等、妊婦への支援や、国立医師バンク（仮称）を新設し、医師のいない離島地域への医師配置の充実を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

各通

北海道議会議長 石井孝一

石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書

じん肺は、我が国最古にして、今なお、最大の職業病である。じん肺法が制定された1960年（昭和35年）から50年が経過した現在もなお、毎年新たに800名前後の（元）労働者が療養に専念しなければならない最重症のじん肺に認定されている。

かつて多くの炭鉱があった北海道においては、今なお、毎年100名前後の「じん肺要療養患者」が発生している。現在、札幌地方裁判所で「新・北海道じん肺第3陣訴訟」が係争中であり、その患者数は375名に及んでいる。国は、裁判手続の中で「消滅時効」を主張してきたが、3月26日の判決では、この主張を退け、国は控訴を断念した。これにより、提訴した原告については基本的に和解による解決が図られることになる。

炭鉱におけるじん肺被害の発生についての国の責任は、2004年（平成16年）4月27日の「筑豊じん肺訴訟」最高裁判決で動かしがたいものとなっている。

また、トンネル建設工事におけるじん肺被害の発生について、2007年（平成19年）6月17日に、国は全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団・弁護団との「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に調印し、粉じん障害防止規則の改正や積算基準の改正などの対策が進められている。この「合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策が一層強められなければならない。

札幌地方裁判所など全国12地裁で現在係争中の「トンネルじん肺根絶第3陣訴訟」においては、職歴の確定作業を行って被告ゼネコンの負担割合を確定することが中心となっている。

じん肺を根絶すること、被害者に適正な賠償を行うことは国と加害企業の義務である。

そして、もはや被害者に過大な負担を負わせる裁判手続による救済ではなく、炭鉱やトンネル工事でじん肺に罹患したすべての被害者をひとしく救済する制度を創設すべきであり、今後も施工されるトンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するためにも、一元的な就労管理、健康管理を行うことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 炭鉱においてじん肺に罹患した患者をひとしく救済する国の制度を創設すること。
 - 2 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づきトンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
 - 3 トンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するとともに、じん肺に罹患した患者への補償を行う基金制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣

} 各通

意見案第 号

「賃貸住宅における賃借人の居住の安定確保を図るための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（案）」に関する意見書

今国会において「賃貸住宅における賃借人の居住の安定確保を図るための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（案）」が審議されている。

本法案は、賃貸住宅の家賃等の取り立てに関して不当な行為が発生している現状等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃等の悪質な取り立て行為の禁止、家賃債務保証業の登録制度の導入等の措置を講ずることが盛り込まれている。

本法案の柱である家賃等の取り立て行為の規制は、一部の家賃債務保証会社が行う鍵の交換や深夜の督促、動産の搬出等の悪質な取り立て行為によりトラブルが絶えないことから設けられ、この家賃等の取り立て行為の規制対象は家賃債務保証会社だけでなく家賃等の取り立てを受託した賃貸住宅管理会社、さらに賃貸人まで含まれている。

現状においても家賃を払わない滞納者に対する契約解除、部屋の明け渡しを要求する場合には多くの時間と多額の費用がかかる法的手続が必要であり、賃貸人には大きな負担となっている。

本法案が法制化されることによって法律を逆利用して家賃を支払わない滞納者がふえるおそれがあり、悪質な賃借人まで保護することから賃貸人側が法的弱者になることが懸念される。

よって、国においては、次の事項について改善、検討するよう強く要望する。

記

- 1 本法案とあわせて家賃の滞納に伴う契約解除、部屋の明け渡し等の家賃滞納者に対する措置を短期間で円滑にできるよう、司法制度の早急な改善を行うこと。
- 2 本法案の施行に伴い、専門の賃貸不動産管理業者の活用の必要性が高まることから賃貸不動産管理業の適正化のため、賃貸不動産管理業の法制化に向けて検討すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
国土交通大臣 }

北海道議会議長 石 井 孝 一

ウイルス性肝炎対策の拡充を求める意見書

国においては、平成14年からウイルス性肝炎の検査や肝疾患診療体制の整備を進め、平成20年からはウイルス性肝炎に係る正しい理解の普及啓発、研究の推進、医療給付事業の実施などを柱とした「肝炎総合対策」に基づき各種事業を実施している。特に、平成21年には、肝炎患者が長年待ち望んでいた「肝炎対策基本法」が成立したほか、今年度中には同法に基づく「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が策定される予定となっている。

しかしながら、平成23年2月10日開催の「第5回肝炎対策推進協議会」において厚生労働省から示された指針案を見ると、具体的な救済策に乏しいことに加え、同じ患者でも治療内容によっては医療給付事業の対象にならないことや交通費などの生活支援が不十分であることなど、輸血や予防接種などにより被害を受けたすべての肝炎患者が納得のできる内容としては不十分であると言わざるを得ない。

肝炎患者の方々は、安心して地域で生活しながら治療に専念し、同時に社会に貢献していきたいと考えており、そのための支援を必要としている。

よって、国においては、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に次の事項を盛り込み、具体的な施策を着実に実施するよう強く要望する。

記

- 1 肝炎ウイルス検査の実施体制を拡大し、検査未受診者の解消を図ること。
 - 2 治療内容にかかわらず、すべての肝炎患者を医療給付の対象とすること。
 - 3 医療給付事業の実施に当たり、低所得者への自己負担額を低減すること。
 - 4 肝疾患に関する研究を積極的に進め、有効な検査や治療法及び治療薬を開発するとともに、保険適用の迅速化を推進すること。
 - 5 肝炎患者の通院時における交通費などの生活支援対策の充実を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
財務大臣 }
厚生労働大臣 }

北海道議会議長 石井孝一

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備に関する意見書

我が国農業をめぐる情勢は、WTOやEPA・FTA交渉などが進められる中で、担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しており、加えて、農産物価格の低迷や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面している。

北海道の農業・農村は、これまで意欲ある専門的な担い手の育成を初め、農地・水等の資源の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・流通システムの整備、さらには産地形成や付加価値向上に積極的に取り組んできたところであり、この結果、規模の大きな土地利用型の農業が展開されており、今後とも我が国の食料生産基地としての責任を果たすためには、農業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要である。

北海道においては、国の補助事業を実施する際に農家負担を軽減する対策、いわゆるパワーアップ事業をこれまで3期15年間にわたり道の単独事業として実施しているが、2年連続で異常気象に起因する湿害などによる農業被害が発生しているように、農地の排水対策の強化は喫緊の課題であり、本道農業の発展に必要な生産基盤整備を積極的に促進するため、この農家負担軽減対策を平成23年度以降も継続することとしたところである。

しかしながら、国においては、平成22年度予算額で大幅削減となった土地改良など農業農村整備費について、平成23年度予算の概算決定では北海道分として国費ベースで前年度対比105.2%の予算額としたものの、地域から多く寄せられている整備要望には大幅に不足しており、道の負担軽減対策の施策効果を発揮するためにも、さらなる国費予算の確保が求められる。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農できるとともに、地域の個性を生かした多様な農業が展開でき、我が国の食料自給率の向上への貢献につながる実効ある施策が実現されるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 食料供給力の確保や農業者戸別所得補償制度の円滑な本格実施を図るためには、農地や農業用水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤の整備を継続的に実施することが不可欠であることから、地域において計画的な事業実施ができるよう、必要な予算総額の確保を図ること。
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

各通

北海道議会議長 石井孝一

意見案第 号

北方領土問題の早期解決を求める意見書

北海道議会においては、昨年11月、「メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書」を議決し、国に対して、ロシア大統領の国後島訪問への断固とした抗議と今後のロシア政府首脳による北方領土訪問の阻止及び本格的な領土交渉の再開を求めたところである。

しかしながら、それ以降も、第一副首相や国防相など、ロシアの政府高官が相次いで北方領土を訪問するとともに、メドベージェフ大統領は、「これらの島々はロシアの不可分な領土」と述べ、北方領土への軍備増強を指示するなど、我が国への牽制を強めている。

このような中、先般の日露外相会談では、今後の交渉継続は確認されたものの、北方領土問題は平行線のまま終わり、問題解決への道筋すら立っていない。

また、ロシアは、北方領土の開発に、第三国の企業の投資を呼び込む方針を打ち出し、中国や韓国の企業の進出計画が次々と明らかになっているが、北方領土に対する我が国の立場からは、全く受け入れられないものである。

よって、国においては、このような北方領土への第三国の企業進出を食いとめるため、関係国へ働きかけるなどの対応に努めるとともに、北方領土問題の一日も早い解決に向けて、これまでの両国間の諸合意、諸文書を基礎に、毅然とした姿勢を示しつつ、粘り強く領土交渉を推し進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
外務大臣 }
沖縄及び北方対策担当大臣 }

北海道議会議長 石 井 孝 一

養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書

養護老人ホームは、明治時代、貧困により生活に困窮した高齢者の受け入れ施設として設置された養老院が始まりとされており、それ以降、国の責任のもとで低所得高齢者の福祉対策として運営が図られてきている。

こうした中において、利用者が安心して快適な生活を営むためには、老朽化の解消や利便性の向上を図る施設の改修、建てかえ等が必要であり、その整備に係る借入金の償還財源規制及び融資要件の緩和などの支援を拡大することが強く求められている。

よって、国においては、利用者の最低限度の文化的、健康的な生活を確保するため、次の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 養護老人ホームにおいては、施設の改修や建てかえ等に際し、施設整備に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息への措置費の充当について、民間施設給与等改善費として加算された額を限度とする等、制度上の規制があり、その財源の捻出に運営上大きな支障を来していることから、なお一層の規制の緩和を図ること。
- 2 養護老人ホームの措置（運営）費には、減価償却費がそもそも積算されていないこと、また、入所者から居住費を徴収することができないことから、独立行政法人福祉医療機構からの借り入れについて、次のとおり要件の緩和を図ること。
 - (1) 融資率を現在の80%から100%に引き上げること。
 - (2) 償還期間を現在の20年以内から25年以内に延長すること。
 - (3) 老朽民間社会福祉施設整備事業等一部整備事業にある無利子貸付制度を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
財務大臣 }
厚生労働大臣 }

北海道議会議長 石井孝一